

施設使用料変更比較資料（その他の施設）

1 対象施設

(1) 記念館、博物館等

ア 奥州市牛の博物館	… 2
イ 高野長英記念館 後藤新平記念館 斎藤實記念館 菊田一夫記念館	… 2
ウ 奥州市埋蔵文化財調査センター	… 2
エ 奥州市伝統産業会館	… 2
オ えさし郷土文化館	… 2
カ 奥州市武家住宅資料館	… 2
キ 胆沢郷土資料館	… 3
ク 衣川歴史ふれあい館	… 3
ケ 奥州宇宙遊学館	… 3

(2) 産直系施設

ア 奥州市道の駅交流館	… 4
イ 江刺ふるさと市場	… 4

(3) 広場・公園・牧野

ア 水沢大町多目的広場	… 4
イ 川原町多目的広場	… 4
ウ 都市公園	… 4
エ 水沢牧野	… 5
オ 胆沢牧野	… 5
カ 衣川牧野	… 5

(4) その他

ア 奥州市健康増進プラザ悠悠館	… 6
イ ヒロノ福祉パーク交流施設	… 6

2 施設ごとの使用料単価、区分の変更内容

(1) 記念館、博物館等

ア 奥州市牛の博物館

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
区分		入館料		使用区分		入館料	
		個人	20人以上の団体			個人	15人以上の団体
小学校児童及び中学生生徒		200円	一人につき 100円	小学校児童及び中学生生徒		200円	一人につき 100円
高等学校生徒及び学生		300円	一人につき 200円	高等学校生徒及び学生		300円	一人につき 200円
一般		400円	一人につき 300円	一般		400円	一人につき 300円
1 特別な資料を展示した場合においては、その資料を閲覧しようとする者に係る入館料の額は、この表に掲げる額に市長が定める額を加算した額とする。 2 次に掲げる者の入館料は、無料とする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの者 (2) 奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学生生徒 (3) 奥州市内に在住する満70歳以上の者				1 特別な資料を展示した場合においては、その資料を閲覧しようとする者に係る入館料の額は、この表に掲げる額に市長が定める額を加算した額とする。 2 次に掲げる者の入館料は、無料とする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの者 (2) 奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学生生徒			

イ 高野長英記念館 後藤新平記念館 斎藤實記念館 菊田一夫記念館

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
入館料(1人1回につき)の額	区分	個人	団体(15人以上)	入館料(1人1回につき)の額	区分	個人	団体(15人以上)
	各館	200円	100円		各館	200円	100円
ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。				ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。			

ウ 奥州市埋蔵文化財調査センター

令和3年3月31日まで			令和3年4月1日以降		
観覧料(1人1回につき)の額	個人	団体(15人以上)	観覧料(1人1回につき)の額	個人	団体(15人以上)
	200円	100円		300円	150円
ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。			ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。		

エ 奥州市伝統産業会館

令和3年3月31日まで			令和3年4月1日以降		
観覧料(1人1回につき)の額	個人	団体(15人以上)	観覧料(1人1回につき)の額	個人	団体(15人以上)
	200円	100円		200円	100円
ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。			ただし、幼児、児童及び生徒は、無料とする。		

オ えさし郷土文化館

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
区分	個人入場料(1人1回につき)		団体入場料(1人1回につき)	区分	個人入場料(1人1回につき)		団体入場料(1人1回につき)
大人	300円		250円	大人	300円		250円
高校生	200円		150円	高校生	200円		150円
小・中学生	150円		100円	小・中学生	150円		100円
1 団体入場料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。 2 特別な資料を展示した場合においては、その資料を観覧しようとするものに係る使用料の額は、この表に掲げる額に市長が別に定める額を加算した額とする。 3 郷土文化館及びえさし藤原の郷の両施設に入場する場合の郷土文化館の使用料は、次のとおりとする。				1 団体入場料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。 2 特別な資料を展示した場合においては、その資料を観覧しようとするものに係る使用料の額は、この表に掲げる額に市長が別に定める額を加算した額とする。 3 郷土文化館及びえさし藤原の郷の両施設に入場する場合の郷土文化館の使用料は、次のとおりとする。			
区分	個人入場料(1人1回につき)	団体入場料(1人1回につき)		区分	個人入場料(1人1回につき)	団体入場料(1人1回につき)	
大人	250円	200円		大人	250円	200円	
高校生	150円	100円		高校生	150円	100円	
小・中学生	100円	50円		小・中学生	100円	50円	

カ 奥州市武家住宅資料館

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
区分		料金		使用区分		料金	
使用料	使用時間が4時間以下の場合	1回につき	500円	使用料	使用時間が4時間以下の場合	1回につき	550円
	使用時間が4時間を超える場合	1回につき	1,000円		使用時間が4時間を超える場合	1回につき	1,100円
暖房設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。				暖房設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。			

キ 胆沢郷土資料館

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
区分		料金		使用区分		入館料	
入場に係る使用料	一般1人につき	個人	200円	小学校児童及び中学校生徒	個人	15人以上の団体	
	高等学校生徒、学生1人につき	個人	100円	一般	50円	一人につき	30円
	小学校児童、中学校生徒1人につき	個人	50円	(15人以上のとき)	100円	一人につき	50円
			(15人以上のとき)		200円	一人につき	100円

奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒の入場に係る使用料は、無料とする。

1 次に掲げる者の入館料は、無料とする。
 (1) 小学校就学の始期に達するまでの者
 (2) 奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒

ク 衣川歴史ふれあい館

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
区分		料金		使用区分		入館料	
入場に係る使用料	一般1人につき	個人	350円	児童及び生徒	個人	15人以上の団体	
	児童、生徒1人につき	個人	200円	一般	200円	一人につき	100円
			(15人以上のとき)		350円	一人につき	200円
研修室使用料	午前9時から正午まで	700円					
	正午から午後4時まで	700円					
	午後4時から午後10時まで	900円					
	午前9時から午後4時まで	1,200円					
	正午から午後10時まで	1,500円					
		午前9時から午後10時まで		2,600円			

1 奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒の入場に係る使用料は、無料とする。
 2 研修室において暖房設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。

1 次に掲げる者の入館料は、無料とする。
 (1) 小学校就学の始期に達するまでの者
 (2) 奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒

区分		料金			
研修室使用料	午前9時から正午まで	770円			
	正午から午後4時まで	770円			
	午後4時から午後10時まで	990円			
	午前9時から午後4時まで	1,320円			
	正午から午後10時まで	1,650円			
		午前9時から午後10時まで		2,820円	

1 研修室において暖房設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。

ケ 奥州宇宙遊学館

令和3年3月31日まで						令和3年4月1日以降			
区分		使用時間・観覧人数等				備考			
部屋の使用	部屋名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	全日	附属設備の使用料は、規則で定める。			
	セミナー室	1,500円	1,500円	2,000円	4,000円				
	市民創作ルーム	800円	800円	1,200円	2,500円				
	シアター上映室	800円	800円	1,200円	2,500円				
展示品等の観覧 (1人1回につき)	年齢区分	個人		団体(15人以上)					
	大人	200円		100円					
	小学生、中学生及び高校生	100円		50円					

※付属設備（規則）

名称	単位	使用単位	使用料
冷暖房設備	一式	1部屋1時間までごとに	100円
4次元デジタル宇宙シアター上映設備	一式	1回ごとに	2,000円
ポータブルプロジェクター上映設備	一式	1回ごとに	500円

1 部屋の使用料

使用区分	基本使用料（1回当たり）		付加使用料
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	
セミナー室	1,650円	1,650円	1 冷暖房設備を使用するときは、1時間までごとに100円を徴収する。 2 ポータブルプロジェクター上映設備を使用するときは、1回当たり550円を徴収する。

2 展示品等の観覧に係る使用料

使用区分		1人1回につき	
		個人	20人以上の団体
4次元デジタル宇宙シアターを観覧する場合	大人	500円	440円
	小学生、中学生及び高校生	250円	220円
4次元デジタル宇宙シアターを観覧しない場合	大人	300円	240円
	小学生、中学生及び高校生	150円	120円

(2) 産直系施設

ア 奥州市道の駅交流館

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
(1) 使用時間が4時間以下の場合は、1回につき500円 (2) 使用時間が4時間を超える場合は、1回につき1,000円 ただし、冷暖房設備を使用するときは、実費を基準として市長が定める額を加算する	(1) 使用時間が4時間以下の場合は、1回につき550円 (2) 使用時間が4時間を超える場合は、1回につき1,100円 ただし、冷暖房設備を使用するときは、実費を基準として市長が定める額を加算する

イ 江刺ふるさと市場

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売室</td> <td>販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)に100分の30以内で指定管理者が定める率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり500円</td> </tr> <tr> <td>臨時販売室</td> <td>1平方メートル当たり日額500円</td> </tr> <tr> <td>屋外広場</td> <td>1平方メートル当たり日額300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金の上限額	販売室	販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)に100分の30以内で指定管理者が定める率を乗じて得た額	会議室	1時間当たり500円	臨時販売室	1平方メートル当たり日額500円	屋外広場	1平方メートル当たり日額300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売室</td> <td>販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)に100分の30以内で指定管理者が定める率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり550円</td> </tr> <tr> <td>臨時販売室</td> <td>1平方メートル当たり日額550円</td> </tr> <tr> <td>屋外広場</td> <td>1平方メートル当たり日額330円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金の上限額	販売室	販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)に100分の30以内で指定管理者が定める率を乗じて得た額	会議室	1時間当たり550円	臨時販売室	1平方メートル当たり日額550円	屋外広場	1平方メートル当たり日額330円
区分	利用料金の上限額																				
販売室	販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)に100分の30以内で指定管理者が定める率を乗じて得た額																				
会議室	1時間当たり500円																				
臨時販売室	1平方メートル当たり日額500円																				
屋外広場	1平方メートル当たり日額300円																				
区分	利用料金の上限額																				
販売室	販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)に100分の30以内で指定管理者が定める率を乗じて得た額																				
会議室	1時間当たり550円																				
臨時販売室	1平方メートル当たり日額550円																				
屋外広場	1平方メートル当たり日額330円																				

(3) 広場・公園・牧野

ア 水沢大町多目的広場

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
広場の使用料は、無料とする。ただし、附属設備を使用した場合は、光熱水費等の実費相当額を徴収するものとする。	1日当たり占有の面積1平方メートルにつき60円の基本使用料を納付しなければならない。この場合において、附属設備を使用する場合にあっては、光熱水費等の実費相当額の付加使用料を併せて納付するものとする。

イ 川原町多目的広場

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日当たり13時間を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30㎡未満</td> <td>103円</td> <td>1,339円</td> </tr> <tr> <td>30㎡以上300㎡未満</td> <td>170円</td> <td>2,210円</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上600㎡未満</td> <td>340円</td> <td>4,420円</td> </tr> <tr> <td>600㎡以上900㎡未満</td> <td>510円</td> <td>6,630円</td> </tr> <tr> <td>900㎡以上</td> <td>681円</td> <td>8,853円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	1時間までごとに	1日当たり13時間を超える場合	30㎡未満	103円	1,339円	30㎡以上300㎡未満	170円	2,210円	300㎡以上600㎡未満	340円	4,420円	600㎡以上900㎡未満	510円	6,630円	900㎡以上	681円	8,853円	1日当たり占有の面積1平方メートルにつき60円の使用料を納付しなければならない。
使用区分	1時間までごとに	1日当たり13時間を超える場合																	
30㎡未満	103円	1,339円																	
30㎡以上300㎡未満	170円	2,210円																	
300㎡以上600㎡未満	340円	4,420円																	
600㎡以上900㎡未満	510円	6,630円																	
900㎡以上	681円	8,853円																	

ウ 都市公園

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降																																														
1 水沢都市計画区域都市公園使用料 (1) 公園施設を設ける場合の使用料 1日 1平方メートルにつき 30円 (2) 第20条第1項第1号に掲げる使用料 1日 1平方メートルにつき 100円 (3) 第20条第1項第2号に掲げる使用料 ア 写真撮影の場合 1日 1台につき 200円 イ 映画及びテレビ撮影の場合 1日 1台につき 500円 (4) 第20条第1項第3号に掲げる使用料 1日 1平方メートルにつき 40円 (5) 第20条第1項第4号に掲げる使用料 ア 競技会、集会等の場合 1日につき 1,000円 イ 展示会、博覧会等の場合 1日 1平方メートルにつき 40円 (6) 都市公園を占有する場合の使用料 奥州市道路占用料徴収条例(平成18年奥州市条例第268号)別表に掲げる区分により同表に定める額 2 江刺都市計画区域都市公園使用料 (1) 公園施設を設ける場合の使用料 1月 1平方メートルにつき 180円 (2) 第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、募金その他これらに類するもの</td> <td>1人</td> <td>日額 300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業として写真又は映画を撮影するもの</td> <td>写真機1台</td> <td>日額 200円</td> </tr> <tr> <td>映画1件</td> <td>日額 2,000円</td> </tr> <tr> <td>興行を行うもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>日額 40円</td> </tr> <tr> <td>競技会その他これらに類するもの</td> <td>1件</td> <td>日額 1,000円</td> </tr> <tr> <td>展示会、博覧会その他これらに類するもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>日額 40円</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	単位	金額	行商、募金その他これらに類するもの	1人	日額 300円	業として写真又は映画を撮影するもの	写真機1台	日額 200円	映画1件	日額 2,000円	興行を行うもの	1平方メートル	日額 40円	競技会その他これらに類するもの	1件	日額 1,000円	展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル	日額 40円	都市計画区域都市公園使用料 (1) 公園施設を設ける場合の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設ける場合</td> <td>1平方メートル</td> <td>月額 120円</td> </tr> </tbody> </table> 1 占有の面積で0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて算定する。 2 算出して得た額が100円に満たないときは、100円とし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。使用料を減免する場合も、同様とする。 (2) 第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、募金その他これらに類するもの</td> <td>1人</td> <td>日額 60円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業として写真、映画等を撮影するもの</td> <td>写真撮影</td> <td>カメラ1台日額 180円</td> </tr> <tr> <td>動画撮影</td> <td>1件日額 1,800円</td> </tr> <tr> <td>興行を行うもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>日額 60円</td> </tr> <tr> <td>競技会、集会その他これらに類するもの</td> <td>1件</td> <td>日額 1,800円</td> </tr> <tr> <td>展示会、博覧会その他これらに類するもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>日額 60円</td> </tr> </tbody> </table> 1 占有の面積で0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて算定する。 2 算出して得た額が100円に満たないときは、100円とし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。使用料を減免する場合も、同様とする。	使用区分	単位	使用料	公園施設を設ける場合	1平方メートル	月額 120円	区分	単位	使用料	行商、募金その他これらに類するもの	1人	日額 60円	業として写真、映画等を撮影するもの	写真撮影	カメラ1台日額 180円	動画撮影	1件日額 1,800円	興行を行うもの	1平方メートル	日額 60円	競技会、集会その他これらに類するもの	1件	日額 1,800円	展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル	日額 60円
行為の種類	単位	金額																																													
行商、募金その他これらに類するもの	1人	日額 300円																																													
業として写真又は映画を撮影するもの	写真機1台	日額 200円																																													
	映画1件	日額 2,000円																																													
興行を行うもの	1平方メートル	日額 40円																																													
競技会その他これらに類するもの	1件	日額 1,000円																																													
展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル	日額 40円																																													
使用区分	単位	使用料																																													
公園施設を設ける場合	1平方メートル	月額 120円																																													
区分	単位	使用料																																													
行商、募金その他これらに類するもの	1人	日額 60円																																													
業として写真、映画等を撮影するもの	写真撮影	カメラ1台日額 180円																																													
	動画撮影	1件日額 1,800円																																													
興行を行うもの	1平方メートル	日額 60円																																													
競技会、集会その他これらに類するもの	1件	日額 1,800円																																													
展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル	日額 60円																																													

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降																																																																																																			
(3) 都市公園を占有する場合の使用料奥州市道路占用料徴収条例(平成18年奥州市条例第268号)別表に掲げる区分により同表に定める額 3 前沢都市計画区域都市公園使用料 (1) 公園施設を設ける場合の使用料 1日 1平方メートルにつき 20円 (2) 第20条第1項第1号に掲げる使用料 1日 1平方メートルにつき 20円 (3) 第20条第1項第2号に掲げる使用料 ア 写真撮影の場合 1日 1台につき 200円 イ 映画及びテレビ撮影の場合 1日 1台につき 300円 (4) 第20条第1項第3号に掲げる使用料 1日 1平方メートルにつき 30円 (5) 第20条第1項第4号に掲げる使用料 ア 競技会、集会等の場合 1日につき 500円 イ 展示会及び博覧会等の場合 1日 1平方メートルにつき 20円 (6) 都市公園を占有する場合の使用料奥州市道路占用料徴収条例別表に掲げる区分により同表に定める額 有料公園施設使用料					(3) 都市公園を占有する場合の使用料 奥州市道路占用料徴収条例(平成18年奥州市条例第268号)別表に掲げる区分により同表に定める額 1 占有の面積で0.01平方メートル未満の端数又は長さで0.01メートル未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てて算定する。 2 算出して得た額が100円に満たないときは、100円とし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。使用料を減免する場合も、同様とする。 有料公園施設使用料																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市公園の名称</th> <th colspan="2" rowspan="2">有料公園施設の種別及び名称</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位又は区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水沢公園</td> <td rowspan="2">南駐車場</td> <td rowspan="2">普通自動車以下</td> <td>24時間以内</td> <td>12時間までごとに300円</td> <td>(1) 1回の使用料とする。</td> </tr> <tr> <td>24時間を超える場合</td> <td>12時間までごとに400円を加算</td> <td>(2) 大型貨物自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は、使用できない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型バス</td> <td>24時間以内</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24時間を超える場合</td> <td>12時間までごとに500円を加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">見分森公園</td> <td rowspan="4">鹿鳴荘</td> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>一般</td> <td>200円</td> <td rowspan="4">1人1回の料金とする。</td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊</td> <td>一般</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">野外ステージ</td> <td rowspan="2">午前8時30分から正午まで</td> <td>一般</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="4">市外の小中高等学校が使用する場合は一般の料金とする。</td> </tr> <tr> <td>市内の児童生徒が使用する場合</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">正午から午後5時まで</td> <td>一般</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>市内の児童生徒が使用する場合</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">午後5時から午後9時まで</td> <td>一般</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>市内の児童生徒が使用する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>					都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称		使用料			単位又は区分	金額	備考	水沢公園	南駐車場	普通自動車以下	24時間以内	12時間までごとに300円	(1) 1回の使用料とする。	24時間を超える場合	12時間までごとに400円を加算	(2) 大型貨物自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は、使用できない。	大型バス	24時間以内	500円		24時間を超える場合	12時間までごとに500円を加算		見分森公園	鹿鳴荘	一時利用	一般	200円	1人1回の料金とする。	児童生徒	100円	宿泊	一般	1,000円	児童生徒	500円	野外ステージ	午前8時30分から正午まで	一般	1,000円	市外の小中高等学校が使用する場合は一般の料金とする。	市内の児童生徒が使用する場合	500円	正午から午後5時まで	一般	1,000円	市内の児童生徒が使用する場合	500円	午後5時から午後9時まで	一般	3,000円	市内の児童生徒が使用する場合	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市公園の名称</th> <th colspan="2" rowspan="2">有料公園施設の種別及び名称</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位又は区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水沢公園</td> <td rowspan="2">南駐車場</td> <td rowspan="2">普通自動車以下(1台1回の使用につき)</td> <td>24時間以内</td> <td>12時間までごとに300円</td> <td rowspan="4">大型貨物自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は、使用できない。</td> </tr> <tr> <td>24時間を超える場合</td> <td>12時間までごとに400円を加算</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型バス(1台1回の使用につき)</td> <td>24時間以内</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>24時間を超える場合</td> <td>12時間までごとに500円を加算</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">見分森公園</td> <td rowspan="4">野外ステージ</td> <td rowspan="2">午前8時30分から正午まで</td> <td>一般</td> <td>1,100円</td> <td rowspan="4">市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>児童及び生徒</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">正午から午後5時まで</td> <td>一般</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>児童及び生徒</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">午後5時から午後9時まで</td> <td>一般</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>児童及び生徒</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>					都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称		使用料			単位又は区分	金額	備考	水沢公園	南駐車場	普通自動車以下(1台1回の使用につき)	24時間以内	12時間までごとに300円	大型貨物自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は、使用できない。	24時間を超える場合	12時間までごとに400円を加算	大型バス(1台1回の使用につき)	24時間以内	500円	24時間を超える場合	12時間までごとに500円を加算	見分森公園	野外ステージ	午前8時30分から正午まで	一般	1,100円	市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。	児童及び生徒	550円	正午から午後5時まで	一般	1,100円	児童及び生徒	550円	午後5時から午後9時まで	一般	3,300円	児童及び生徒	2,200円
都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称		使用料																																																																																																					
			単位又は区分	金額	備考																																																																																																			
水沢公園	南駐車場	普通自動車以下	24時間以内	12時間までごとに300円	(1) 1回の使用料とする。																																																																																																			
			24時間を超える場合	12時間までごとに400円を加算	(2) 大型貨物自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は、使用できない。																																																																																																			
	大型バス	24時間以内	500円																																																																																																					
		24時間を超える場合	12時間までごとに500円を加算																																																																																																					
見分森公園	鹿鳴荘	一時利用	一般	200円	1人1回の料金とする。																																																																																																			
			児童生徒	100円																																																																																																				
		宿泊	一般	1,000円																																																																																																				
			児童生徒	500円																																																																																																				
	野外ステージ	午前8時30分から正午まで	一般	1,000円	市外の小中高等学校が使用する場合は一般の料金とする。																																																																																																			
			市内の児童生徒が使用する場合	500円																																																																																																				
		正午から午後5時まで	一般	1,000円																																																																																																				
			市内の児童生徒が使用する場合	500円																																																																																																				
午後5時から午後9時まで	一般	3,000円																																																																																																						
	市内の児童生徒が使用する場合	2,000円																																																																																																						
都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称		使用料																																																																																																					
			単位又は区分	金額	備考																																																																																																			
水沢公園	南駐車場	普通自動車以下(1台1回の使用につき)	24時間以内	12時間までごとに300円	大型貨物自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は、使用できない。																																																																																																			
			24時間を超える場合	12時間までごとに400円を加算																																																																																																				
	大型バス(1台1回の使用につき)	24時間以内	500円																																																																																																					
		24時間を超える場合	12時間までごとに500円を加算																																																																																																					
見分森公園	野外ステージ	午前8時30分から正午まで	一般	1,100円	市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。																																																																																																			
			児童及び生徒	550円																																																																																																				
		正午から午後5時まで	一般	1,100円																																																																																																				
			児童及び生徒	550円																																																																																																				
	午後5時から午後9時まで	一般	3,300円																																																																																																					
		児童及び生徒	2,200円																																																																																																					

エ 水沢牧野	
令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
(1) 個人 10アールにつき年額4,000円以内で市長が定める額 (2) 団体 10アールにつき年額2,000円以内で市長が定める額	(1) 個人 10アールにつき年額4,000円以内で市長が定める額 (2) 団体 10アールにつき年額2,000円以内で市長が定める額

オ 胆沢牧野																																																																																													
令和3年3月31日まで			令和3年4月1日以降																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">牧野使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">畜種</th> <th rowspan="2">月齢</th> <th colspan="2">1日1頭当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>第7条第1号又は第2号に該当する者</th> <th>第7条第3号に該当する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放牧</td> <td rowspan="3">乳用牛</td> <td>12月未満</td> <td>170円</td> <td>204円</td> </tr> <tr> <td>12月以上18月未満</td> <td>221円</td> <td>261円</td> </tr> <tr> <td>18月以上</td> <td>303円</td> <td>359円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">肉用牛</td> <td>12月未満</td> <td>150円</td> <td>178円</td> </tr> <tr> <td>12月以上18月未満</td> <td>200円</td> <td>238円</td> </tr> <tr> <td>18月以上</td> <td>282円</td> <td>343円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飼養</td> <td>乳用牛</td> <td></td> <td>600円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>肉用牛</td> <td></td> <td>600円</td> <td>650円</td> </tr> </tbody> </table>					牧野使用料					区分	畜種	月齢	1日1頭当たりの使用料		第7条第1号又は第2号に該当する者	第7条第3号に該当する者	放牧	乳用牛	12月未満	170円	204円	12月以上18月未満	221円	261円	18月以上	303円	359円	肉用牛	12月未満	150円	178円	12月以上18月未満	200円	238円	18月以上	282円	343円	飼養	乳用牛		600円	650円	肉用牛		600円	650円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">牧野使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">畜種</th> <th rowspan="2">月齢</th> <th colspan="2">1日1頭当たりの使用料</th> </tr> <tr> <th>第7条第1号又は第2号に該当する者</th> <th>第7条第3号に該当する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放牧</td> <td rowspan="3">乳用牛</td> <td>12月未満</td> <td>173円</td> <td>207円</td> </tr> <tr> <td>12月以上18月未満</td> <td>225円</td> <td>266円</td> </tr> <tr> <td>18月以上</td> <td>309円</td> <td>366円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">肉用牛</td> <td>12月未満</td> <td>152円</td> <td>181円</td> </tr> <tr> <td>12月以上18月未満</td> <td>204円</td> <td>243円</td> </tr> <tr> <td>18月以上</td> <td>288円</td> <td>349円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飼養</td> <td>乳用牛</td> <td></td> <td>611円</td> <td>662円</td> </tr> <tr> <td>肉用牛</td> <td></td> <td>611円</td> <td>662円</td> </tr> </tbody> </table>					牧野使用料					区分	畜種	月齢	1日1頭当たりの使用料		第7条第1号又は第2号に該当する者	第7条第3号に該当する者	放牧	乳用牛	12月未満	173円	207円	12月以上18月未満	225円	266円	18月以上	309円	366円	肉用牛	12月未満	152円	181円	12月以上18月未満	204円	243円	18月以上	288円	349円	飼養	乳用牛		611円	662円	肉用牛		611円	662円
牧野使用料																																																																																													
区分	畜種	月齢	1日1頭当たりの使用料																																																																																										
			第7条第1号又は第2号に該当する者	第7条第3号に該当する者																																																																																									
放牧	乳用牛	12月未満	170円	204円																																																																																									
		12月以上18月未満	221円	261円																																																																																									
		18月以上	303円	359円																																																																																									
	肉用牛	12月未満	150円	178円																																																																																									
		12月以上18月未満	200円	238円																																																																																									
		18月以上	282円	343円																																																																																									
飼養	乳用牛		600円	650円																																																																																									
	肉用牛		600円	650円																																																																																									
牧野使用料																																																																																													
区分	畜種	月齢	1日1頭当たりの使用料																																																																																										
			第7条第1号又は第2号に該当する者	第7条第3号に該当する者																																																																																									
放牧	乳用牛	12月未満	173円	207円																																																																																									
		12月以上18月未満	225円	266円																																																																																									
		18月以上	309円	366円																																																																																									
	肉用牛	12月未満	152円	181円																																																																																									
		12月以上18月未満	204円	243円																																																																																									
		18月以上	288円	349円																																																																																									
飼養	乳用牛		611円	662円																																																																																									
	肉用牛		611円	662円																																																																																									

カ 衣川牧野	
令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
使用者は、2歳以上の馬1頭の放牧1日につき60円の使用料を納付しなければならない。	使用者は、2歳以上の馬1頭の放牧1日につき66円の使用料を納付しなければならない。

(4) その他

ア 奥州市健康増進プラザ悠悠館

令和3年3月31日まで

区分	使用料	
いきいきプール(1人当たり)	1回使用する場合	400円
	10回使用する場合	3,500円
体力増進ルーム(1人当たり)	1回使用する場合	300円
	10回使用する場合	2,500円
健康体操ルーム(1人当たり)	1回使用する場合	100円

区分	使用料	
ふれあいホール(1室当たり)	1時間までごとに	1,000円
調理室(1室当たり)	1時間までごとに	1,500円
研修室(1室当たり)	1時間までごとに	500円
悠悠の間(1室当たり)	1時間までごとに	300円

- 市民の保健福祉活動、余暇活動及び市内の公共的団体が実施する研修会等で、ふれあいホール、調理室、研修室又は悠悠の間を使用する場合の使用料は無料とする。
- 次の各号のいずれかに該当する者の使用料は、上記の額の2分の1の額とする。
 - 中学生以下の児童生徒
 - 本市に住所を有する65歳以上の者
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 岩手県知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

令和3年4月1日以降

区分	使用料	
いきいきプール(1人当たり)	1回使用する場合	450円
	10回使用する場合	4,000円
体力増進ルーム(1人当たり)	1回使用する場合	350円
	10回使用する場合	3,000円
健康体操ルーム(1人当たり)	1回使用する場合	150円

- 次のいずれかに該当する者が使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 岩手県知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷暖房	ガスコンロ
ふれあいホール	400円	200円	
調理室	200円	100円	100円
研修室	200円	100円	
悠悠の間	200円	100円	

- 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

イ ヒロノ福祉パーク交流施設

令和3年3月31日まで

1 コミュニティホール、会議室等の貸切使用料

区分	入場料等を徴収しない場合		入場料等を徴収する場合		附属の設備の使用料
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
コミュニティホール	1,050円	1,575円	2,100円	3,150円	附属の設備を使用する場合には、一式1時間までごとに市長が定める額を別に徴収する。
市民ギャラリー	1,050円	1,575円	2,100円	3,150円	
会議室	420円	630円	840円	1,260円	
和室	420円	630円	840円	1,260円	
視聴覚室	420円	630円	840円	1,260円	

- 上記使用料は、1時間当たりの単価とする。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

※規則で規定

区分	単位	使用料	
コミュニティホール	照明設備	一式1時間までごとに	円 500
	舞台照明設備	一式1時間までごとに	1,000
	音響設備	一式1時間までごとに	500
	暖房設備	一式1時間までごとに	1,000
	映写設備	一式1時間までごとに	500
市民ギャラリー	照明設備	一式1時間までごとに	500
	暖房設備	一式1時間までごとに	1,000
会議室	冷房設備	一式1時間までごとに	400
	暖房設備	一式1時間までごとに	400
和室	冷房設備	一式1時間までごとに	400
	暖房設備	一式1時間までごとに	400
視聴覚室	冷房設備	一式1時間までごとに	400
	暖房設備	一式1時間までごとに	400
	映写設備	一式1時間までごとに	200

2 コミュニティホール個人使用料 1回につき105円

令和3年4月1日以降

区分	基本使用料	付加使用料
コミュニティホール	全面使用の場合	1,440円
	半面使用の場合	720円
市民ギャラリー	1,440円	附属の設備を使用する場合には、一式1時間までごとに市長が定める額を別に徴収する。
会議室	550円	
和室	550円	
視聴覚室	550円	

- 基本使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

※規則で規定

区分	使用料(円)	
コミュニティホール	照明設備	550
	舞台照明設備	1,100
	音響設備	550
	暖房設備	1,100
	映写設備	550
市民ギャラリー	照明設備	550
	暖房設備	1,100
会議室	冷房設備	440
	暖房設備	440
和室	冷房設備	440
	暖房設備	440
視聴覚室	冷房設備	440
	暖房設備	440
	映写設備	220